

## しらかご当地キャラクター「べにたかちゃん」の派遣に関する要項

しらかご当地キャラクター「べにたかちゃん」の派遣（以下「派遣」という）に関して、必要な事項を次のとおり定める。

### 1. 派遣基準

派遣は、次の掲げる項目のいずれか一つに該当する場合とし、**原則として着ぐるみのみの貸し出しは行わない**。ただし、白鷹町商工会青年部長が特に必要と認める事業・催事に関しては、貸し出しを認める。

- (1) 白鷹町が実施または参加する事業・催事及びキャンペーン等の PR 活動
- (2) 不特定多数の住民や来訪者の参加と PR 効果を見込むことができる事業・催事で、白鷹町商工会青年部が必要と認めた事業・催事
- (3) 公共的団体等が主催する事業・催事で、不特定多数の市民や来訪者の参加と PR 効果を見込むことができる公共性の高い事業・催事
- (4) 白鷹町内の事業・催事で、白鷹町の地区長会長協議会の区域以上の範囲で、かつ子供を対象とする事業・催事
- (5) 白鷹町内の保育所、幼稚園、小中学校等で開催される事業・催事
- (6) テレビ・ラジオ・CM 等の白鷹町商工会青年部が必要と認める事業等
- (7) 書籍・雑誌・新聞・インターネット等の白鷹町商工会青年部が必要と認める事業等
- (8) その他、白鷹町商工会青年部長が特に必要と認める事業・催事

### 2. 派遣申請

派遣・借用を申請する者は、派遣等を希望する日の**2か月前から14日前までに**「べにたかちゃん」派遣申請書（別紙様式第1号）又は、「べにたかちゃん」借用申請書（別紙様式第4号）を白鷹町商工会青年部事務局に提出しなければならない。

### 3. 派遣時間

派遣時間は**午前9時から午後9時までの間で、1日2時間以内、出演時間は1時間以内で1日1回**とし、同一イベントへの2日以上派遣はできないものとする。ただし、白鷹町商工会青年部長が特に必要と認めた場合は、派遣時間等を変更することができる。また、同一時間帯での複数事業への派遣はできないものとする。

### 4. 派遣単位

派遣は、原則として「べにたかちゃん」の着ぐるみに入る人員1名、誘導・整理のための人員1名を単位とし、必要な人員は白鷹町商工会青年部が手配する。

## 5. 派遣費用

派遣費用は白鷹町内8,000円、白鷹町外は1日あたり20,000円とする。  
借用費用は3,000円とする。派遣の場合、交通費は町内無料とし、町外は実費とする。派遣費用・交通費・宿泊費は、いずれも派遣申請者の負担とする。ただし、公共的団体が主催する事業、または白鷹町商工会青年部長が特に必要と認める事業については、派遣費用等を免除することができる。

## 6. 派遣にかかる条件

- (1) 派遣・借用を承認している場合であっても、雨天の場合の屋外での派遣・借用はできない。
- (2) 派遣申請者は駐車場、控室を用意することとする。

## 7. 派遣の承認

- (1) 派遣決定にあたっては、内容、情報発信効果、行政の関与度、場所・時間等から総合的に判断することにより、しらかご当地キャラクター「べにたかちゃん」派遣承認書（様式第2号）により12日前までに通知するものとする。
- (2) 結婚式等の個人的なイベントや企業の福利厚生イベント等には派遣しないこととする。
- (3) 派遣に関する審査の結果、承認しないときは、申請者にしらかご当地キャラクター「べにたかちゃん」派遣申請不承認書（様式第3号）を通知するものとする。

## 8. 原状回復

派遣・借用申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失、その他損害を与えたときは、速やかにその旨を白鷹町商工会青年部事務局に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

## 9. 責任の制限

派遣・借用により、申請者がこうむった被害、または申請者が第三者に与えた損害に対し、白鷹町商工会及び白鷹町商工会青年部は一切その責めを負わない。

## 10. 補則

この要項に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、白鷹町商工会青年部長が別に定める。

この要項は、平成26年8月13日から施行する。

〃 平成31年4月1日から改正する。